

ELAST PARTNERS

マレーシア2024年度税制改正案サマリー

ELAST PARTNERS SDN. BHD.

2023年11月10日

目次

はじめに 3

法人税 4

間接税 6

個人所得税、印紙税 7

お問い合わせ先 8

はじめに

2023年10月13日、マレーシアのアンワル・イブラヒム首相兼財務相が2024年度の予算案（Budget 2024）を発表しました。予算額は過去最高だった2023年度の3,881億リングットを上回り、GDPの19.9%に相当する3,938億リングットとなりました。

本レポートでは、予算案のうちSSTの税率変更やキャピタルゲイン税の導入など、日系企業様の関心が特に高いと考えられる税制改正案のうち、主な項目について内容をお伝えさせていただきます。

まだ未確定の事項も多くありますが、ご質問やご不明な点がございましたら、弊社までお問い合わせください。

法人税（1/2）

■ キャピタルゲイン税の導入

- 非上場株式の譲渡から生じる利益に対して課税されることとなる。
- 適用時期及び税率は右表の通り。
- 下記の場合はキャピタルゲイン課税が免除される。
 - ✓ マレーシア証券取引所へのIPOによる譲渡
 - ✓ 同一グループ内組織再編に伴う譲渡
 - ✓ ベンチャーキャピタルによる譲渡

■ e-Invoicingのスタート

- かねてより公表されていたe-Invoicing（電子インボイス）の導入が、2024年8月に大規模会社から、2025年7月には全ての会社でスタートすることとなった。
- e-Invoicingとは、売り手と買い手間の全ての請求書のやり取りを税務署のオンラインプラットフォームを通じて行う事で、税務行政のデジタル化及び徴税力の強化を目指すものである。

■ ESG関連費用の損金算入

- ESG（Environment, Social, Governance）への取り組みを奨励するため、ESG関連費用、例えばESGレポーティング費用、移転価格文書作成費用、e-Invoicing導入コンサルティング費用等について、1年あたりRM 50,000の損金算入が認められる。
- 期間は2024年課税年度から2027課税年度まで。

■ ICT機器に係る税務上の減価償却費

- ICT機器やソフトウェアに係る税務上の減価償却費（Capital Allowance）の償却率が、初年度償却40%、年次償却20%へ変更される。（従来は初年度償却20%、年次償却20%）

<キャピタルゲイン税の税率>

株式の取得日	税率
2024年2月28日以前	利益の10%もしくは売却価額の2%
2024年3月1日以後	利益の10%

<e-Invoicing開始のスケジュール>

対象会社	開始日
年間の収入が1億リンギット超	2024年8月1日
上記以外の全ての会社	2025年7月1日

法人税 (2/2)

■ グローバルミニマム税の導入

- OECD（経済協力開発機構）が公表している枠組みに沿う形で、15%のグローバルミニマム税が導入される。
- グローバルミニマム課税とは、連結財務諸表における収入が7億5千万ユーロ以上の多国籍企業に対して、低税率国における子会社等から生じる所得に親会社所在国で最低15%を課税することができる仕組みである。
- 2025年より導入予定。

■ グローバルサービスハブに対する優遇措置

- 従来のグローバル企業の地域統括拠点を誘致するための優遇措置、プリンシパルハブに代わる優遇措置として、グローバルサービスハブ（Global Service Hub）が導入される。
- グローバル企業の事業戦略の策定や事業管理といった機能をマレーシア法人が担う場合において、年間の事業支出額や高付加価値業務に従事するフルタイムの従業員数等様々な条件を実績ベースで満たした場合、5%もしくは10%の優遇税率の適用を受けることができる。
- 2023年10月14日から2027年12月31日にマレーシア投資開発庁（MIDA）に受理された申請が対象。

■ その他

- 製造業の機械装置や工場の資本的支出に対する再投資控除について、従来の15年間の適用期間を終了した会社も対象となる新たな優遇措置が導入される。
- 非商用のEV車（Electric Vehicle）のレンタル費用に係るRM 300,000の特別損金算入が、2027課税年度まで延長される。

間接税

■ SST（サービス税）課税対象サービス拡大

- カラオケサービス、デリバリーサービス（飲食のデリバリーは除く）、非金融業の仲介・引受サービス、物流サービスが新たにサービス税の課税対象となる。
- 適用開始日は2024年3月1日。

■ SST（サービス税）の税率引き上げ

- 右表の通り、一部のサービスを除いて、サービス税の税率が現行の6%から8%へ引き上げられる。
- 適用開始日は2024年3月1日。

<サービス税の税率（2024年3月以降）>

サービスの分類	税率
✓ 飲食サービス	
✓ 通信サービス	
✓ 駐車サービス	6%
✓ 物流サービス	
上記以外のサービス	8%

■ 高額商品への課税

- 一定の金額を超えるジュエリーや高級時計といった高額商品に対して5%から10%の税金が課される。
- 外国からの観光客は免除される見込み。
- 適用開始時期やその他詳細については未定。

個人所得税、印紙税

■ 個人所得税の所得控除項目見直し

- 医療費控除の対象に歯の検査及び治療費が追加される。(RM 1,000まで)
- ライフスタイル控除 (RM 2,500まで) にスキル向上のためのコース受講料が追加される。
- 従来ライフスタイル控除の項目に含まれていたスポーツ活動費用、スポーツ器具購入費用が新たに別の控除項目として新設され、スポーツ器具の購入費用やスポーツジムの会費、施設利用料、大会参加費等の控除が認められる。(RM 1,000まで)

■ その他 (個人所得税)

- 雇用主が負担する子育て手当の免税額が、RM 2,400からRM 3,000へ引き上げられる。
- 2年以上キャリア断絶期間がある女性の復職後の雇用から生じる所得の12か月間の免税制度が、2028課税年度まで延長される。
- 株式投資型クラウドファンディングへの投資やTechスタートアップへのエンジェル投資に対する税制優遇が2026年まで延長される。

■ 外国人の不動産譲渡に係る印紙税率変更

- 外国人及び外国資本の会社による不動産譲渡に係る契約書等課税文書に対する印紙税の税率が、一律4%へ変更される。
- 2024年1月1日以降に実行される不動産譲渡に係る課税文書が対象。

<現行の税率>

売却価額と時価の大きい方	印紙税率
RM 100,000までの部分	1%
RM 100,001～RM 500,000までの部分	2%
RM 500,001～RM 1,000,000までの部分	3%
RM 1,000,000超の部分	4%

<新税率 (2024年1月～) >

売却価額と時価の金額の大きい方に、従来の最高税率である4%が一律で課税される

お問い合わせ先

ELAST PARTNERS SDN. BHD. (202201012675 (1458372-P))

ELAST TAX SERVICES SDN. BHD. (202301035460 (1529383-W))

住所 : Level 32 Menara Allianz Sentral, 203 Jalan Tun
Sambanthan, 50470 Kuala Lumpur, Malaysia

電話番号 : +603-2725-8008

E-mail : info@elast-p.com

担当 : 中島、竹内

ELAST PARTNERS